

令和3年度

## 山梨県介護支援専門員再研修・更新研修 開催要領

### 1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得すること。また、定期的な研修の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技能の向上を図り、専門職としての能力の保持、向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体：山梨県

### 3 研修実施機関：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

### 4 対象者：

- (1) 介護支援専門員として登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるが、5年以上実務に従事していない者
- (2) 有効期限が1年以内に満了する者で、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者
- (3) 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者

### 5 日程及びカリキュラム：別添日程表のとおり

- ・新型コロナウイルス感染症の発生動向によって、蔓延防止等の措置がとられた場合は、研修形態をオンラインに切り替える場合がある。
- ・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

### 6 受講申し込み

- ・申し込み先：山梨県介護支援専門員協会(研修実施機関)
- ・申し込み方法：山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の「日本介護支援専門員協会研修受講管理システム」から申し込む。  
※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。
- ・申し込み期日：令和3年11月19日(金)まで 厳守
- ・注意事項
  - ※期日を過ぎての申し込みは受付できない。
  - ※参加を取り消す場合は、速やかに研修実施機関に連絡のこと。
  - ※申し込み内容に虚偽が判明された場合は受講を取り消す。また研修修了後の場合は直ちに修了を取り消すこととする。
  - ※身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前に研修実施機関に相談のこと。

## 7 定 員： 80名程度

定員を超えた場合は、介護支援専門員証の有効期限・今後の就業予定等を考慮し受講者を決定する。

## 8 受講決定通知： 受講の可否等を記載した通知を自宅住所へ送付する。

## 9 受 講 料： 38,000円(テキスト代を含む)

・納入期日： 令和3年12月13日(月)まで 厳守

・納入方法

- ① 受講申し込み後、「納入通知書兼領収書」の裏面に記載の金融機関の窓口にて、「納入通知書兼領収書」に現金 38,000 円を添えて納入する。（「納入通知書兼領収書」は受講決定通知に同封）。
- ② 納入後、金融機関の窓口で領収日付印を押印された「納入通知書兼領収書」を受領する。 ※再発行できないため紛失しないよう留意すること。
- ③ 納入後、納入期日までに、②の「納入通知書兼領収書」を、山梨県介護支援専門員協会にFAXをする。【 FAX： 055－222－1671 】 ※送付状不要  
※受講料は、いかなる理由でも返金もしくは翌年度への持ち越しはできない。

## 10 研修受講地

本研修の研修受講地は、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。但し、転居等により、他県での受講を希望する場合は、登録地の都道府県に問い合わせること。

## 11 修了証明書の交付

- (1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付する。
- (2) 課題の提出状況、筆記試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補う場合がある。
- (3) 研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。(以下例示)
  - ① 他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
  - ② 研修の円滑な実施を妨げる行為(消極的なグループワークへの参加等)
  - ③ 研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、遅刻、講義を聴いていないなど著しく受講態度が悪いこと等)
  - ④ 提出物が期限内に提出されない。
- (4) 傷病(本人・家族の感染症罹患を含む)、身内の不幸等のやむを得ない事情により未受講となった場合に限り、代替措置をとれるものとする。但し、代替措置の時間数には上限がある。

## 12 研修記録シート

本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前・後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

※様式・提出方法等の詳細については、山梨県介護支援専門員協会のホームページを通じて別途案内する。

### 13 受講に必要なもの

課題様式の配付、課題の提出等は、インターネットを通じて行うため、次の環境が必要となる。

・インターネット接続環境

・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excel ファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

・マイクロソフト Excel・Word が使えるパソコン

※オンラインによる研修に切り替えた場合は、Zoom 会議の使用が可能であること。また、スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

### 14 受講にあたっての留意点

・研修形態を問わず、遅刻・途中退席は原則として認めない。

・感染症蔓延防止の観点から、不織布マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温等感染防止対策を徹底すること。

・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

### 15 個人情報について

本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県介護支援専門員再研修・更新研修の修了証明書発行及び名簿登録業務等、研修の運営管理のみに使用する。

### 16 その他

・本研修は、「令和3年度山梨県介護支援専門員実務研修」と合同開催する。

・自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。

・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、介護支援専門員協会のホームページ【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】にて周知する。

### 17 会場： ジット甲府プラザ 大ホールもしくはステージホール

甲府市高畑2-19-2 電話 055-221-8100(代表)

<https://www.jit-s.co.jp/plaza>

※山梨県グリーン・ゾーン認証施設

(使用会場は通常、大ホール約 500 人、ステージホール約 350 人収容可能)

※施設駐車場の利用可能(300 台)

問い合わせ先

- ・研修に関する事 ……………一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会  
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・受講料の納入・証の登録に関する事…山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当  
(TEL:055-223-1455/fax:055-223-1469)